

# 2022年度 事業報告書

特定非営利活動法人 なんみんフォーラム

## 1 事業の成果

2022年、世界全体の強制移動の数は1億1,000万人に達し、引き続き過去最大規模となった。2021年のミャンマーでのクーデター、アフガニスタン首都カブールの陥落に続いて、2022年2月にウクライナで戦争が発生し、更にニーズが拡大している。日本でも、政府がウクライナの人々の受け入れの方針を表明し、中央省庁や自治体がそれぞれに対応策を講じた。ほぼ全都道府県にウクライナ避難民が居住し、難民・避難民の受け入れにかかるステークホルダーが広がり、支援体制やステークホルダー間の役割分担も多様化した。一方、第204回国会へ上程され、その後廃案となった「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」については、国際法の遵守や、権利保障、実務の観点から必要十分な見直しが必要とされるのか、不確かな状況が続いた。2022年の難民認定者数は202人で前年比128人増とされているが、アフガニスタン出身者147人およびミャンマー出身者26人を除くと、29人の保護にとどまった。難民申請の審査処理期間も一次審査と不服申し立てを合わせて4年弱に及んでいる。さらには12月には、日本が第2回グローバル難民フォーラム（GRF）共同議長国への就任が発表されており、難民受け入れ政策において日本がどのような舵を切るのか岐路に立っている。こうした複雑化した状況に対応するため、以下の通り多岐にわたる活動に取り組んだ。

### (1) 個々の庇護希望者及び難民への支援を行う NGO に対する情報提供等による支援事業

ウクライナの人々の日本での受け入れの動きを受け、当事者や周囲の支援者、受け入れや支援を検討しているアクターからの問い合わせや相談が支援団体にも多く寄せられた。FRJは、政府・省庁の取り組みや他のステークホルダーの動きについて情報収集を行い、支援関係者へ提供した。

### (2) 個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業

#### ① 「収容代替措置」プロジェクトの実施

FRJは、2012年より、法務省および日本弁護士連合会（以下、日弁連）と、空港において何らかの理由により通常の上陸許可が得られない庇護希望者を対象に、収容を回避する取り組みを行っている。対象となったケースへは日弁連が弁護人を手配し、FRJが住居の提供及びケースワークを実施している。2022年度は、6名が入管当局からの許可を受け、地域での生活に移行することができた。

#### ② 緊急シェルターの運営

緊急シェルターを運営し、住居を必要とする難民や難民申請者、延べ4名が利用した。LIFULL株式会社による支援や、カトリック東京大司教区の支援、個人からの寄付、物品の寄贈などを受けながら運営に取り組んだ。

#### ③ Support-Rでの一次相談等

ウクライナから日本へ避難された方と支援策の橋渡しを目指し、5月に、公益財団法人笹川平和財団および特定非営利活動法人国際活動市民中心（CINGA）と共同で、Support-Rを立ち上げた。Support-Rのウェブサイトでは、当事者や支援者向けの情報を日英で発信するとともに、一次相談窓口を設置。ウ

クライナ周辺国や、日本全国からの相談に対応し、情報提供、専門家による支援、官民のサービスに繋がった。また、支援関係者とのネットワーキングにも取り組んだ。3月には、三団体でシンポジウムを開催し、本取り組みを通じて得られた知見やニーズを参加者と共有した。

#### ④ウクライナ避難民や支援者等に向けた動画の作成

日本での避難生活の長期化を見据え、難民支援団体の経験からの情報が必要な時に当事者や支援者が情報にアクセスしやすい環境をつくり、避難者が安心安全に日本で暮らせる状況を作り出すことを目指し、日本財団の助成を受けて、日本でのウクライナ避難民や支援者等に向けた情報の動画(アニメーション)の作成を行なった。日本の難民受け入れの枠組み、教育制度、社会保障制度、DVやレイシャルプロファイルなど問題、日本での就労などをテーマに、日本語、英語、ウクライナ語の3言語で6つの動画を作成した。

### (4) 庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業

#### ① 出入国管理及び難民認定法の改正に関する取り組み

2021年に廃案となった「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」(以下、「入管法案」)で「監理措置」が導入されていたことを鑑み、12月に入管収容と収容代替措置に関するアジア太平洋地域の動向に関するNGOや法律家向けの勉強会を実施した。また、やがて3月に国会へ再提出された入管法案は、2021年の案からの抜本的様な見直しがなく、多くのステークホルダーから懸念が表明された。FRJでは、報道や意見書等の情報をとりまとめるとともに、国会審議に向けてのアドボカシーの準備に取り組んだ。

#### ② 三者協議会

2012年の法務省および日弁連との覚書締結に基づいて、難民問題に関する三者協議会を実施しており、FRJは支援団体の声をとりまとめて協議を続けている。2022年度は、6月、10月、1月の計3回同協議会を開催し、難民認定制度や関連する諸制度、住居確保事業などについての協議を行なった。また、脆弱な難民申請者への対応に関する協議のため、同協議会の元に作業部会を開催し、2月および3月に開催しており、2023年度も継続を予定している。

#### ③ 外務省との協議

2009年からの継続的な定期協議として、1月に外務省と保護措置等に関する意見交換会を開催した。難民申請者を対象とした保護措置を所管する外務省人権人道課、事業委託先の難民事業本部、FRJ加盟団体から合計13名が出席し、三者それぞれに取り組み状況の報告を行い、意見交換を実施した。検討事項として挙げられた点については、2023年度フォローアップを予定している。2023年春からは、FRJが訴えてきた点の1つである保護費の算定基準の一部がアップした。

#### ④ 国内でのネットワーキングとセクターを超えた連携の促進

社会全体での取り組みを掲げる「難民に関するグローバルコンパクト(GCR)」を契機として立ち上がった、J-FUN(Japan Forum for UNHCR and NGOs – 日本UNHCR・NGO評議会)主催のMSC(マルチ・ステークホルダー・コンサルテーション)勉強会の開催に引き続き協力した。2022年度は、5月(第5回)にウクライナの難民危機への対応について、8月(第6回)に現金給付支援について、2月(第7回)にロヒンギャ危機についてをテーマとした。また、移住労働者と共に生きる・ネットワーク九州の会員団体として、九州地方の難民支援関係者とも、連携や協力を継続した。12月には、日本が第2回グローバル難

民フォーラム(GRF)共同議長国への就任が発表され、機会活用に向けて情報収集を行なった。

⑤ 海外の難民支援関係者との連携

アジア太平洋難民の権利ネットワーク(Asia Pacific Refugee Rights Network :APRRN)および国際拘禁連盟(International Detention Coalition :IDC)のネットワークに引き続き参加した。10月には、タイ・バンコクで行われたアジア太平洋地域レベルの収容代替措置に関する会合に代表者1名を派遣した。また3月には、FRJ事務局がアジア太平洋地域の国連機関やNGO間の収容代替措置に関する会合にオンラインで参加し、日本の市民社会の経験についてスピーカーとして共有した。オンラインでまた、第三国定住に関する国際会議(ATCR)の国別フォーカスポイントとして、日本国内の調整にあたり、J-FUN(日本 UNHCR・NGO評議会)と協力し、NGO向けの報告会の開催に取り組んだ。

(5) 難民問題に関するホームページ、機関紙の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業

ウェブサイトやSNSを運営し、日本の法制度の課題、難民に関する国内外の動向や、加盟団体やFRJの活動、難民当事者に向けた制度やサービス、プログラムなどに関する情報発信を行なった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 5,400 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
「個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業」(定款5条(1)に掲げる活動)	緊急課題に関する討議など	2022年4月1日～2023年3月31日	全国	FRJ会 26団体	在日難民および難民認定申請者	3万人以上	870
「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」(定款5条(2)に掲げる活動)	収容代替措置プロジェクトの実施、難民・難民申請者のための緊急シェルターの運営、Support-Rでの一次相談対応や支援の調整、ウクライナ避難民のためのアニメーションの作成など	2022年4月1日～2023年3月31日	全国	FRJ会 26団体	在日難民および難民申請者	3万人以上	2,788

「庇護希望者及び難民支援に関する期間との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」(定款5条(4)に掲げる活動)	出入国管理及び難民認定法の改正に対するアドボカシー、法務省及び日本弁護士連合会との難民問題に関する三者協議会の開催、保護措置に関する外務省との協議、国内関係者との連携や意見交換の促進、海外NGOとの連携など	2022年4月1日～2023年3月31日	全国	FRJ会 26団体	在日難民および難民申請者	3万人以上	870
「難民問題に関するホームページ、機関誌の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業」(定款5条(5)に掲げる活動)	日本の法制度の課題、難民に関する国内外の動向や、加盟団体やFRJの活動、難民当事者に向けた情報など、オンラインでの情報発信	2022年4月1日～2023年3月31日	全国	FRJ会 26団体	難民および難民申請者	3万人以上	870

(2)その他の事業

(事業費の総費用【           】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)